

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 福島 壮礎

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
6QHU1NK00070	6RRX1AV0061 0001						
品名 または 件名							
日本原（8）ボイラー用燃料タンク清掃点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
日本原駐業				日本原駐業（営繕）			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
日本原駐業管理科大田技官（317）				令和8年10月30日（金）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊 契約班窓口

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
入札日時場所：令和8年4月24日（金）10時30分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

- ア 基本契約条項
役務請負契約条項

イ 特約条項

- (ア) 談合等の不正行為に関する特約条項
(イ) 暴力団排除に関する特約条項

なお作業により発生した汚泥等産業廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処分及び清掃に関する法律施行令第六条の二第四号に準ずる

(2) その他

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格登録手続きを完了した者のうち、令和 7, 8, 9 年度「役務の提供等」の登録格付「D」級以上に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金は免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金は免除（但し、契約者が契約の適切な履行をしない場合は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を違約金として徴収する。）

3 入札の無効

- (1) 第 1 項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻に遅れたものによる入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 電報・電話・FAX による入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

4 入札書の提出

郵便による入札については、令和 8 年 4 月 23 日（木）12 時 00 分必着とする。その際、封筒には「入札件名」及び「入札執行日時」を明記して下さい。また、事前に郵便による入札の申し出を会計隊契約班まで行うとともに、必ず便着の確認をして下さい。

5 落札決定方式

- (1) 総品目総額。
- (2) 落札決定については、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額を持って落札金額とするので、各入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 契約書の作成

落札決定後に遅滞なく作成する(ただし契約金額が250万円に満たない場合は請書に代えることができるものとする)。

7 その他

- (1) 契約の成立時期については落札者を決定したときとする。
- (2) 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社(個人の場合)、当団体(団体の場合)は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約します。」

「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状(様式任意)を提出すること。
- (4) 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度の入札時期は別示する。
- (5) 入札に参加を希望する場合は、下記本項第6号の「入札及び契約に関する問い合わせ先」に電話にて連絡すること。
- (6) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒708-1325

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊 契約班 (担当:折口)

TEL0868-36-5151(内線346) FAX0868-36-2198(直通) mail アドレス ma421fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

8 公告掲示場所

- (1) 掲示場所: 日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊
中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

仕 様 書

仕様書番号		承認年月日	
調達要求番号		作成部隊	業務隊管理科営繕班
工事件名	日本原（８）ボイラー用燃料タンク清掃点検	作成年月日	令和８年４月７日

- 1 役務件名
日本原（８）ボイラー用燃料タンク清掃点検
- 2 役務場所
岡山県津勝田郡奈義町 陸上自衛隊日本原駐屯地
- 3 役務期間
契約締結日 ～ 令和８年１０月３０日 ※作業実施日は７月中旬を予定。
- 4 役務概要
本作業は、陸上自衛隊日本原駐屯地内の屋外重油タンク 100kl×2基の内部清掃、消耗品取替、通気管点検、タンク内部板測定を実施するものとする。

(1) 仕様

重油タンク清掃 (5,500Φ×4,865H) 容量100kl	2式
パッキン等(消耗品)取替	2式
通気管点検	2式
タンク内部板厚測定	2式

- 5 適用仕様書
本作業は、仕様書及び図面によるほか、国土交通省発行の建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び関係諸規則による。

6 一般事項

- (1) 本作業は、仕様書及び監督官の指示に基づき丁寧・確実に実施するものとする。
- (2) 作業に際して、細部寸法及び現地を確認し作業を実施するものとする。
- (3) 作業において、図面及び仕様書に明記なき事項でも作業上当然必要なことは、請負業者の負担において良心的に行うものとする。
- (4) 安全管理
請負業者は、実施条件を作業関係者に十分把握させるとともに、作業員等に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。
- (5) 現場管理
ア 請負業者は、本作業の実施によって部隊の施設等に対して損害を与えた場合は、損害事項に対して賠償するものとする。
イ 作業中、作業完了後は清掃・後片付けをその都度行うものとする。
ウ 作業に必要な場所以外には、立ち入らないものとする。
エ 作業に必要な電気・水道については、原則請負業者が用意するものとする。
ただし、監督官が許可する範囲内においては、所要の手続きを行ったのちに利用できるものとし、料金は請負業者の負担とする。
- (6) 作業写真は基本的に着手前、履行中、完了時で構成するが、特に見え隠れ部分及び監督官の指示する箇所を撮影し、作業完了後速やかに提出すること。

- (7) その他不明な事項、提出書類等疑義を生じた場合は、その都度係官と協議し、指示に従うこと。

7 特記事項

- (1) 貯蔵重油は監督官の立ち合いのもと、タンクローリー車等（25kl程度）に移油するものとし、作業完了後に監督官立会いのもと戻し入れを実施すること。
- (2) タンク内での作業に際しては、内部有機ガス等確実に排除し、危険のないことを確認し実施すること。
- (3) タンク内の重油及び汚泥を排出した後、付着物の除去及び拭き取り清掃を実施すること。
- (4) 作業により発生した汚泥等産業廃棄物の処理については、請負業者の責任において確実に実施すること。
① 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は請負業者が用意するものとする。
② 産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを提出する。
③ 搬入、搬出、運搬、処理については請負業者の責任において行うものとする。
④ マニフェストA、B2、D、E票を提出。
- (5) タンク内部板厚検査に関しては、超音波計測器使用による測定を実施し、事前に作業実施計画を監督官に提出したのち承認を得た後実施すること。
- (6) 測定ピッチは下記を基準とする。
① 底面：500mm間隔（97箇所程度）
② 側面：18°間隔（FL+100、+1000、+2000）（60箇所程度）
- (7) 作業実施に際し、関係各官公署への届出等が必要である場合について、請負業者の責任において速やかに処置すること。
- (8) タンク周辺での火気の使用は厳禁するとともに、使用工具・器材等についても静電気の発生や発火の恐れがあるものは使用を禁止する。

8 提出書類

- (1) 工程表 (契約後速やかに)
- (2) 積算価格内訳明細書 (契約後速やかに)
- (3) 現場代理人等指名・変更通知書 (契約完了後及び代理人変更後速やかに)
- (4) 現場代理人等略歴書 (契約完了後及び代理人変更後速やかに)
- (5) 着手届 (着手前)
- (6) 完了届 (作業完了後速やかに)
- (7) 作業写真 (作業完了後速やかに)
- (8) 点検・試験結果報告書 (作業完了後速やかに)
- (9) その他監督官が指示したもの

9 検査

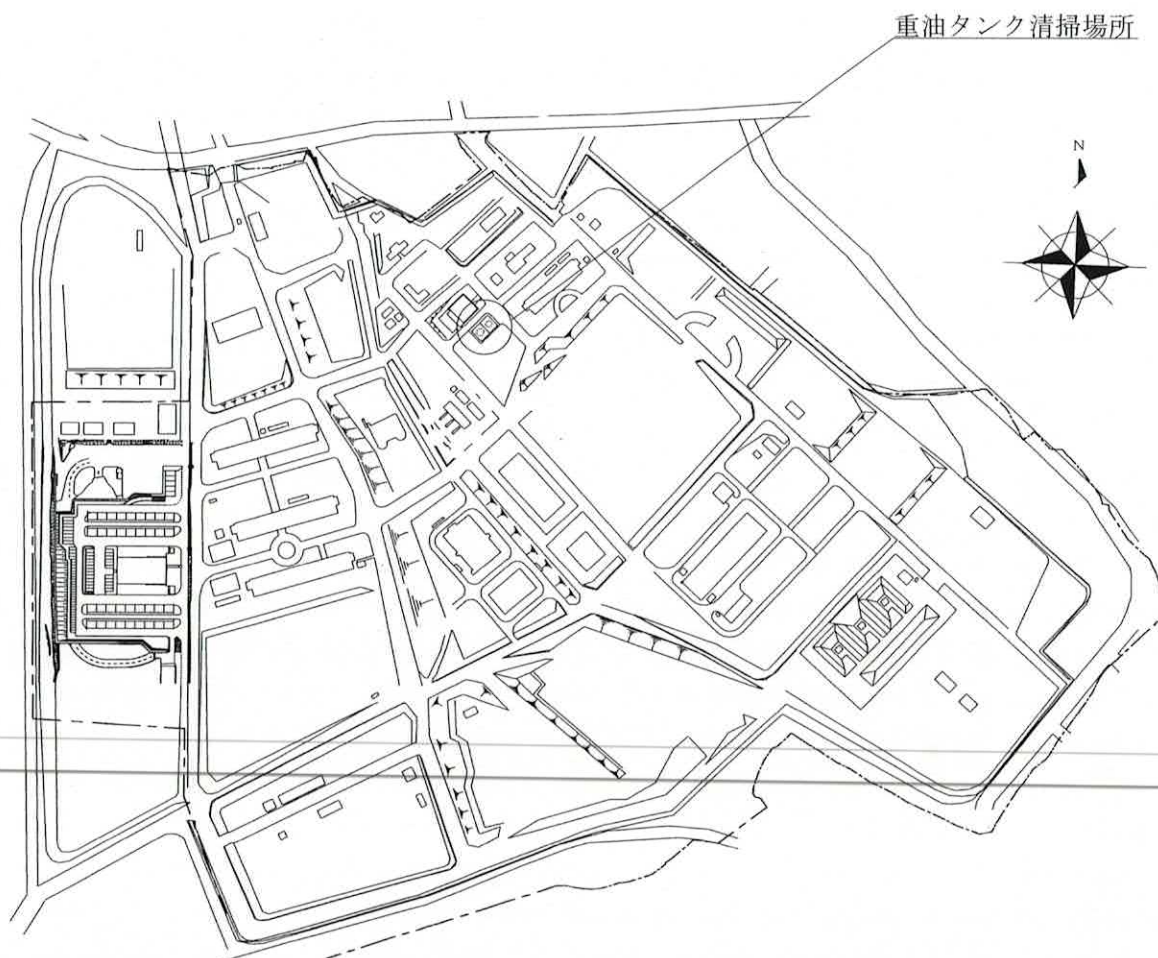
検査は、検査官の現場検査及び書類検査を受け、合格をもって完了とする。

件名	日本原（８）ボイラー用燃料タンク清掃点検	図番
図名	仕様書	1/3



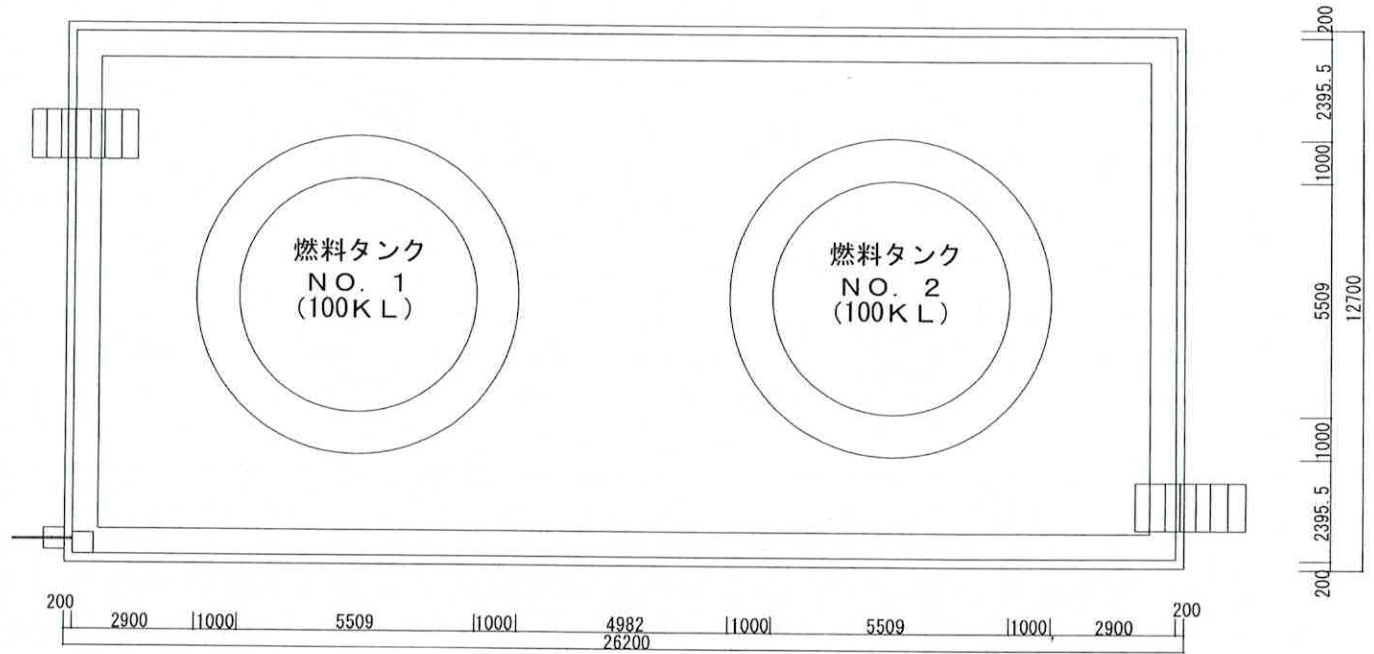
案内図

日本原駐屯地配置図 S=NS



件名	日本原(8)ボイラー用燃料タンク清掃点検	図番
図名	案内図・駐屯地配置図	2/3

1	1式	屋根板	PL4.5
2	1式	側板	PL4.5
3	1式	底板	PL6.0
4	1	側マンホール	Φ610
5	1	屋根マンホール	Φ610
6	1式	液面計 (フロート式)	PL6.0
7	1	ゲージハッチノズル	150A
8	1	給油ノズル	125A
9	1	送油ノズル	125A
10	1	ドレンノズル	65A
11	2式	アドモスバルブノズル	80A
12	2	アース端子	
13	4	沈下測定ベース	
14	1式	内梯子	
15	1式	支柱及び屋根骨	
16	1式	屋上手すり	
17	1式	廻り階段	
18	1	消防検査プレート取付台	
19	1	非常用通気口	
20	1	標示板	
21	8	滑動防止金具	



重油タンク平面図 S=1/150

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊 日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 福島 壮礎 殿

¥

- 1 納期：令和8年4月24日～令和8年10月30日
- 2 納入先：日本原駐屯地
- 3 金額には消費税を含まないものとする。

上記の条件及び入札(見積)・契約心得承諾の上入札します。内訳は下記のとおり。

番号	品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備考
1	日本原(8)ボイラー用燃料タンク清掃点検	仕様書のとおり	ST	1			
2	(内訳)						
3	(タンク清掃)		ST	1			
4	(消耗品取替)		ST	1			
5	(点検・測定)		ST	1			
6	(収集運搬)		ST	1			
7	(処分)		ST	1			
8		以 下 余 白					
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。
上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

市場価格調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊 日本原駐屯地
第356会計隊日本原派遣隊長 福島 壮礎 殿

¥

- 1 納期：令和8年4月24日～令和8年10月30日
- 2 納入先：日本原駐屯地
- 3 金額には消費税を含まないものとする。

上記の条件承諾の上見積りします。内訳は下記のとおり。

番号	品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
1	日本原(8)ボイラー用燃料タンク清掃点検	仕様書のとおり	ST	1			
2	(内訳)						
3	(タンク清掃)		ST	1			
4	(消耗品取替)		ST	1			
5	(点検・測定)		ST	1			
6	(収集運搬)		ST	1			
7	(処分)		ST	1			
8		以下余白					
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。
上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。